2026年11月９日

各　　位

会　社　名　株式会社京都きもの友禅ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　浅香　竜也
（コード番号　７６１５　東証スタンダード）
問合せ先　経営管理部長　渡部　真由
（ＴＥＬ．０３－３６３９－９１９１）

第５回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026年11月９日付の取締役会において、2025年８月29日にCantor Fitzgerald Europeを割当先として発行いたしました第５回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）について、下記のとおり、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．本新株予約権の取得及び消却

１．取得及び消却する新株予約権の内容

（１）取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社京都きもの友禅ホールディングス 第５回新株予約権
（２）取得及び消却する新株予約権の数	31,477個
（３）取得日及び消却日	2026年12月11日
（４）取得価額	1,447,942円
（５）消却後に残存する新株予約権の数	０個

２．新株予約権の取得及び消却の理由

2025年８月13日に開示いたしました「第三者割当による第５回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第６回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、2025年８月29日に本新株予約権を発行しております。これまでに、本新株予約権のうち66,523個（6,652,300株）が行使され、行使による払込金額は累計で890,300,520円となっております。これにより、発行時に想定していた資金調達は概ね達成しております。行使により調達した資金は、発行時に開示いたしました資金使途に充当しており、資金使途に変更はありません。

また、2026年３月18日に開示いたしました「第５回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第６回新株予約権の行使停止指定並びに第６回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本新株予約権については行使停止指定を行っております。

当社は、2026年３月期の決算確定を経て、業績回復及び財務基盤の改善が確認されたことに加え、2026年10月には複数の金融機関との長期借入契約を締結するなど、資金調達環境が改善いたしました。これにより、今後の資金需要に対応するための資金調達の見通しが立ち、新株発行による追加的な資金調達の必要性が低下したことから、既存株主の皆様へのさらなる希薄化の抑制も考慮し、本新株予約権の要項の規定に従い、本新株予約権の未行使分の全部を取得・消却することが適切であると判断いたしました。

３．今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響はありません。

【ご参考】株式会社京都きもの友禅ホールディングス第５回新株予約権の概要

（１）割当日	2025 年８月 29 日
（２）割当先	Cantor Fitzgerald Europe
（３）新株予約権の総数	98,000 個
（４）払込総額	4,508,000 円（新株予約権１個につき 46 円）
（５）本日現在までの行使済みの新株予約権の数	66,523 個

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2025年８月13日付「第三者割当による第５回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第６回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご覧下さい。

以　上